

公益社団法人日本口腔インプラント学会
口腔インプラント治療における歯科技工士業務指針

【趣旨】

公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本学会」という。）は、口腔インプラント治療（以下、「インプラント治療」という。）における歯科技工士の業務に係る事項について、以下のように指針を定める。

また、本指針に定める歯科技工士の業務は、インプラント治療に精通した歯科医師の指示の下に、本学会認定「インプラント専門歯科技工士」もしくは、適切な研修を受けた歯科技工士が行うことを前提とする。

なお、本指針の別表として、インプラント上部構造製作を行う歯科技工士の歯科医学的知識と診療技能レベルを3段階に区分し、一般的に歯科技工士が行うことが想定される行為の各項目における業務の適否について例示する。

I インプラント補綴処置に係る上部構造製作業務

*一般的に歯科技工士が行うことが想定される行為

- 1) 歯科医師の指示を受け、スタディモデルを咬合器に装着し、診断準備を行う。
- 2) 歯科医師の指示を受け、診断ワックスアップ（デジタル・アナログ）を製作する。
- 3) 歯科医師の指示に従い、サージカルステントを製作する。
- 4) 歯科医師の指示に従い、必要があれば印象用トレーを製作する。
- 5) 歯科医師の指示を受け、暫間上部構造を製作する。
- 6) 歯科医師の指示を受け、上部構造製作のための模型を製作する。
- 7) 歯科医師の指示を受け、必要があれば上部構造製作のための咬合床を製作する。
- 8) 歯科医師の指示を受け、模型を咬合器に装着する。
- 9) 上部構造の設計や製法、マテリアル、清掃性等について、歯科医師・歯科衛生士と検討する（歯科技工物製作の観点からみた二次的コンサルテーション）。
- 10) 歯科医師に相談を行い、既製アバットメントかカスタムアバットメントかの指示を受け、アバットメントを選択、または、製作する。
- 11) 歯科医師の指示を受け、最終上部構造を製作する。

その際、下記の点についての理解が求められる。

 - a) 審美的要因（歯肉や骨的な要素を考慮し理解する）
 - b) 咬合的要因（インプラントポジションは的確か、そうでない場合の対処。補綴装置の種類による咬合付与の種類）
 - c) 適合に関する考察と作業
 - d) メンテナンスを行いやすい形態付与
- 12) 歯科医師の指示を受け、上部構造、もしくは試適用メタルフレームを製作する。
- 13) 歯科医師により口腔内で調整された上部構造の最終研磨を口腔外で行う。

*一般的に歯科医師が行うべき行為

- 1) アバットメントをインプラント体に連結する。
- 2) ボールアタッチメントもしくはバーアタッチメントを連結する。
- 3) 上部構造作製のための印象採得を行う。
- 4) 上部構造作製のための咬合採得を行う。
- 5) 上部構造もしくはメタルフレームを試適する。
- 6) 上部構造を装着する。
- 7) 上部構造の咬合調整を行う。

II メインテナンスに係る上部構造修繕業務

*一般的に歯科技工士が行うことが想定される行為

- 1) 経年的に発生する設計変更や、修理の方法を歯科医師に提案する。
- 2) 歯科医師の指示を受け、上部構造の修理を行う。

*一般的に歯科医師が行うべき行為

- 1) インプラント部のエックス線写真を撮影する。
- 2) インプラント部の咬合状態を診査する。
- 3) インプラント部の咬合調整を行う。
- 4) 汚染インプラント表面のデブライドメントを行う。(注1)
- 5) 上部構造の着脱を行う。
- 6) アバットメントもしくはインプラントを撤去する。

(注1) インプラント表面に強固に付着した歯石や異物を除去する行為であり、インプラントの表面形状や性状に変化を与える可能性のある行為。

公益社団法人日本口腔インプラント学会
口腔インプラント治療における歯科技工士業務の指針一別表一

口腔インプラント治療における一般的に歯科技工士が行う
ことが想定される行為と歯科技工士の診療技能区分

【歯科技工士の診療技能区分】

区分A：本学会認定「インプラント専門歯科技工士」資格取得者

区分B：インプラント上部構造の作製経験年数が3年を超え、インプラント上部構造作製に関する研修を受けた者

区分C：インプラント上部構造の作製経験年数が3年未満で、インプラント上部構造作製に関する研修を受けた者

○：可能

△：状況によっては可能

×：慎重に行うべきである

一般的に歯科技工士が行うことが想定される行為		歯科技工士の診療技能区分と適否		
		A	B	C
I インプラント補綴処置に係る上部構造作製業務				
1)	歯科医師の指示を受け、スタディモデルを咬合器に装着し、診断準備を行う。	○	○	○
2)	歯科医師の指示を受け、診断ワックスアップ(デジタル・アナログ)を製作する。	○	○	○
3)	歯科医師の指示に従い、サージカルステントを製作する。	○	△	△
4)	歯科医師の指示に従い、必要があれば印象用トレーを製作する。	○	○	○
5)	歯科医師の指示を受け、暫間上部構造を製作する。	○	○	○
6)	歯科医師の指示を受け、上部構造作製のための模型を製作する。	○	○	△
7)	歯科医師の指示を受け、必要があれば上部構造作製のための咬合床を製作する。	○	○	○
8)	歯科医師の指示を受け、模型を咬合器に装着する。	○	○	○
9)	上部構造の設計や製法、マテリアル、清掃性等について、歯科医師・歯科衛生士と検討する(歯科技工物製作の観点からみた二次的コンサルテーション)。	○	△	×
10)	歯科医師に相談を行い、既製アバットメントかカスタムアバットメントか指示を受け、アバットメントを選択、または、製作する。	○	×	×

11)	<p>歯科医師の指示を受け、上部構造を製作する。 その際、下記の点についての理解が求められる。</p> <p>a)審美的要因(歯肉や骨的な要素を考慮し理解する) b)咬合的要因(インプラントポジションは的確か、そうでない場合の 対処。補綴装置の種類による咬合付与の種類) c)適合に関する考察と作業 d)メンテナンスを行いやすい形態付与</p>	○	×	×
12)	<p>歯科医師の指示を受け、上部構造、もしくは試適用メタルフレーム を製作する。</p>	○	△	×
13)	<p>歯科医師により口腔内で調整された上部構造の最終研磨を口腔 外で行う。</p>	○	○	○
II メンテナンスに係る上部構造修繕業務		A	B	C
1)	<p>経年的に発生する設計変更や、修理の方法を歯科医師に提案する。</p>	○	×	×
2)	<p>歯科医師の指示を受け、上部構造の修理を行う。</p>	○	△	×